



義務教育教科書

無償給与制度の意義

一 始業式や入学式で配付される教科書

昭和30年(1955年)ころの教科書は、60円、55円と値段が記され、教科書をすべてそろえると、およそ700円かかり、家庭によっては教科書を買えない子どももいました。そこで、高知県長浜地区のお母さんたちが、家庭の経済状況で教科書を持っていない子どもがいてはいけないと、教科書を無償にしようと動き始めました。

これは部落差別(同和問題)をなくす運動の一環でもありました。この運動は全国に広がり、昭和38年度から小学校に入学する児童に対して、全教科の教科書を無償給与するための経費7億円が計上されるとともに同年12月、義務教育の教科書を無償にする法律が成立します。こうして教科書は全国の学校に配られるようになりました。

平成19年度使用の小学校後期用教科書(中学校は平成20年度使用教科書)からは、教科書の裏表紙等に「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」という無償給与制度の意義が掲載されています。

現在の小中学生の保護者の方たちには中学校時代に「どうして教科書はタダなのか」という読み物資料で教科書無償のための運動について学ぶ中で、祖父母の方たちなどに聞き取りをされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

◇本校ホームページも随時更新しています。[伊倉小学校](#)で検索

熊本地震から7年

一 地震避難、児童引渡し訓練【4月14日】

11日の入学式保護者代表のあいさつでも熊本地震について触られました。

7年前の前震は14日の21時26分、本震は16日の1時25分でした。新年度当初の発災で、地域によっては児童生徒や教職員の安否確認に時間を要するところがありました。そうした中で、被災したうえに避難所となった学校も多くありました。その中には自らの発想で自分たちだからこぞできる支援活動を始めた小学生がいたことも伝えられています。

その際の教訓として語られることがあります。それは困難を極める避難所運営が比較的スムーズに進められたのは、日頃から地域の方たち(住民)と学校(教職員)が顔の見える関係であったため、役割分担などの協議が協力的に行われた学校であったということです。こうした教訓をもとに、学校運営協議会として防災をテーマに据え、地域(区長さん方をはじめとした住民)と協働して避難訓練や防災教室等に取り組む学校があります。山間部、海辺、河川のそばなど、自然環境に応じた学校の置かれた地域性を踏まえた観点からの特色ある取組です。訓練のための訓練ではなく、実際に発災した際に、よりスムーズに対応できるよう熟議を重ねておく重要性が伺えます。

本校においても児童や保護者、そして地域(住民)のニーズを的確に把握し、安全・安心な学校づくりに努めていきます。